

荒尾市協働の地域づくり推進条例の取り組み状況について

		条文	取り組み状況・課題・問題点など
	前文	<p>荒尾市は、東に小岱山、西に有明海と自然豊かな風土の中、より良い生活環境を築くため、みんなで助け合い、誇れる郷土づくりを行っています。これからも更なる飛躍に向け、地域が主体となった地域づくりを推進していきます。</p> <p>現在、荒尾市においても全国的に見られるように少子高齢化問題、環境問題、情報化社会の急速な発達、地方分権などの地域における様々な課題が顕在化しています。これらの課題解決が行政機関だけでは困難な時代となってきた中、本市においては、これまで協働のまちづくり推進指針を策定し、地域社会の中で互いに助け合うコミュニティ意識を醸成する取組に努めてきました。これからは、その成果をいかし、市民と市の役割を明確にし、安定した地域づくり活動ができる環境をつくる必要があります。その中で、地域福祉の充実、防災・防犯活動などを推進していくためには、地域コミュニティ単位での実施が望ましく、地域の団体が機能的に活動できる仕組みづくりが必要です。</p> <p>その仕組みづくりを支える手法として、この条例を制定します。</p>	
第1条	目的	<p>この条例は、住みよい荒尾市を築くために大きな役割を担う地域づくりについて、基本理念を定め、市民と市の役割を明確にするとともに、地域づくりに関する市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的な地域づくりを推進することを目的とする。</p>	
		<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	
		<p>(1) 地域づくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。</p>	
		<p>(2) 市民 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 市内に通学し、又は通勤する者</p> <p>ウ 市内において、事業又は活動を行う者</p> <p>エ 市内において、事業又は活動を行う法人その他の団体</p>	

第2条	定義	(3) 市 市長その他の執行機関をいう。	
		(4) 地区 地域コミュニティを基本として市全体を区分けした行政事務上の区域をいう。	
		(5) 協働 市民同士及び市民と市が対等な関係で、相互の理解と尊重の下、連携及び役割分担を明確にし、共通の目的に向かって共に取り組むことをいう。	
		(6) 地域団体 自治会のような地縁に基づくもので、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。	
		(7) 市民公益活動団体 営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動により公益の増進に寄与することを目的とした団体で、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 議員など特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動	
第3条	基本理念	地域づくりは、市民同士及び市民と市が対等な関係で、相互の理解、尊重及び協力に基づいて、市民の自発的な発想並びに市民と市の連携及び役割分担により行われることを基本とする。	
第4条	条例事項の尊重	この条例は、本市における地域づくりの基本原則であることから、市民及び市は、この条例で定める事項を尊重するよう努めなければならない。	

第5条	市民の役割	市民は、自らが地域づくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、実践するよう努めなければならない。	R1年度荒尾市まちづくりアンケート調査によると、荒尾市が行っているまちづくりに関心があるかとの問いに対し、「とても関心がある」、「少し関心がある」と答えた方は62.8%である。地域活動へ参加しているかとの問いには42.2%が何らかの地域活動参加を行っており、前回調査(40.2%)を上回った形となった。一方で、地域活動の担い手の不足、高齢化は大きな課題となっている。
第6条	市の役割	市は、地域づくりについて、職員の意識改革を図るとともに、市民の自主性を尊重しつつ、豊かな地域づくりについて必要な施策を講じるよう努めなければならない。	職員の現場主義の意識醸成を図るべく、毎年「協働の地域づくりに関する職員研修」を行っている。昨年は、地域あるいは庁内との効率的な対話力の向上のため「地域とパートナーとなるためのファシリテーション」と題し、研修を行った。また、昨年度から実施している「地区担当職員制度」についても、担当職員活動で得たノウハウを生かし、自らの地区で一住民として活躍することを期待しての運用を行っていく。
第7条	地域団体の役割	地域団体は、地域住民のつながりを強くするとともに、個人では解決困難な課題について地域でできることを考え、その課題の解決を図る取組等を通じて地域づくりの推進に努めなければならない。	地区協議会については、年4回ほど開催する「地区協議会会長会」において事例共有などの取り組みを行っている。自治会については、区長等を中心とした地域の代表者による「行政協力会」内において協議を行っている。また、個人からの困りごとを効果的に収集するためにも地域の拠点整備などを検討していく必要がある。地域の拠点としては、昨年度「万田中央ふれあいハウス」を設立し、地域主導による機能拡充に取り組んでいる。
第8条	市民公益活動団体の役割	市民公益活動団体は、地域性、専門性等をいかし、その活動の質を高め、継続して地域づくりの推進に努めなければならない。	芸術・防災・人材育成など、様々な分野で活躍されている地域活動団体が複数ある。荒尾市に公益をもたらす団体が継続して活動できるよう、NPO法人設立に関する支援等について準備をしていく必要がある。
第9条	協働の推進	市民及び市は、相互にそれぞれの特性をいかし、補完し合いながら、共通の課題を解決し、目的を達成するため、協働による地域づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。	平成27年度開催「まちづくりシンポジウム」、平成28年度開催「まちづくりフェスタ」において、市民及び市職員を対象に地域づくりに関する講話等を実施した。

第10条	人づくり	市民及び市は、地域づくりの担い手を発掘し、育成するため、研修等の機会の充実に努めなければならない。	当課において「市民活動支援講座」を実施し、地域活動団体の活動が円滑に実施されるよう、効果的な会議手法や広報活動等をテーマに研修を実施している。参加者が少ないことが課題の一つであるため、地域活動の担い手発掘等も視野に入れ、多くの市民に興味を持ってもらえるようなテーマの選考も検討したい。
第11条	の地区協働協議会	地区協議会は、地域団体、市民公益活動団体等で組織され、地域づくりに関し各地区を代表して市の認定を受けた団体であり、市と対等なパートナーとし、協働して地域づくりを推進する団体と位置付ける。	
第12条	地区協働協議会の役割	地区協議会は、地域の課題を総合的に捉え、その課題の解決に取り組むとともに、構成団体間及び市との連絡調整に努めなければならない。	令和元年度に各地区の魅力や課題を見直すことを目的に「地区別ワークショップ」を開催し、その意見を基に「荒尾市地区別計画」を策定した。計画を実現するための取り組みについて、地域、行政など各種団体と連携しながら取り組んでいく必要がある。
第13条	地区協働協議会の認定	第11条の認定に関し必要な事項は、別に規則で定める。	
第14条	地区協働協議会への支援	市は、地区協議会に対し、地域づくりを推進するため、及び当該地区協議会又はその構成団体が策定した計画の実現のために必要と認めるときは、技術的支援、人的支援その他の必要な措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。	技術的支援に関しては、従来どおりのくらしいきいき課による支援に加え、地区担当職員による活動支援を行っていく。人的支援については、原則くらしいきいき課において対応する。財政的支援については、「協働の地域づくり交付金（一括交付金）」を交付しており、地区内の活動状況に応じた配分が行われるような仕組みとなっている。一方で、交付金額については、他の自治体に比べて金額が少ないことが指摘されている。
第15条	市加職員の推進の参	市職員は、地域づくりに関しその重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的に地域づくりに参加するよう努めなければならない。	職員研修の中で、荒尾市の協働に関する取り組み状況等を説明し、職員の協働の必要性への理解を深めるよう努めている。また、市職員の地域活動への参加については地区担当職員制度の活用と、退職者に対する研修の中で、地域活動への参加を呼び掛けている。

第16条	情報の共有化	市民及び市は、地域づくりを推進するため、相互に地域づくりに関する情報を提供し、及び共有することに努めなければならない。ただし、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。	地域づくりに関する情報共有手段としては、「あらお“しあわせ”探しトーク（市長懇談会）」や、「まちづくり相談箱」、「地区担当職員制度」等を活用し、地域と行政の相互連絡を行っている。
第17条	地域づくり推進委員会の設置	<p>1 市長は、この条例の実効性を高めるため、荒尾市地域づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 推進委員会は、次に掲げる事項を検証及び審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) この条例の適切な運用に関すること。</p> <p>(2) 地域づくりを推進するために必要な施策及び方策に関すること。</p> <p>(3) この条例の見直しに関すること。</p> <p>(4) その他市長が必要と認めること。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	令和2年度で、協働の地域づくり推進条例制定から8年目を迎えることから、条例の検証（進捗状況や現在の課題、改正の必要の有無等）を行っていきたいと考えている。
第18条	条例の見直し	市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする。	

第 1 9 条	委 任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	